

(証券コード9357)
2020年6月11日

株 主 各 位

名古屋市港区入船二丁目4番6号
名 港 海 運 株 式 会 社
取締役社長 高 橋 広

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため日本政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきまして、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市港区入船二丁目4番6号
当社4階会議室

3. 目的事項

- 報告事項
- (1) 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案および第2号議案）＞

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

＜株主提案（第3号議案）＞

- 第3号議案 取締役3名解任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meiko-trans.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meiko-trans.co.jp>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

事 業 報 告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の設備投資や雇用所得環境は堅調に推移した一方、輸出の減少を背景とした生産活動の低迷や、米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染拡大等を原因とした世界経済の減速により、先行き不透明な状況となっております。

このような環境のなかで、当社グループが営業の基盤を置く名古屋港の港湾貨物は、輸出は工作機械や自動車部品等が減少し、輸入はアルミニウムや液化天然ガス等が減少したことにより、前年実績を下回りました。

当社グループといたしましては、輸出貨物は、自動車部品等の取扱いが減少しました。輸入貨物は、非鉄金属や油脂原料等は減少しましたが、とうもろこし等の取扱いが増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、709億3百万円と前年同期と比べ15億61百万円(2.2%)の減収となりました。

営業利益は、49億11百万円と前年同期と比べ4億37百万円(8.2%)の減益となりました。

経常利益は、59億41百万円と前年同期と比べ3億60百万円(5.7%)の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、38億88百万円と前年同期と比べ4億83百万円(11.1%)の減益となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

＜港湾運送およびその関連＞

港湾運送部門

当部門は、船内作業は減少となりましたが、当連結会計年度よりMEIKO TRANS (THAILAND) CO., LTD. を新たに連結範囲に追加したことにより、前年並みとなりました。

売上高といたしましては、426億47百万円と前年同期と比べ2億16百万円（0.5%）の増収となりました。

倉庫保管部門

当部門は、国内保管貨物の取扱いが減少しましたが、海外保管貨物の取扱いが増加したことにより、前年並みとなりました。

売上高といたしましては、85億99百万円と前年同期と比べ78百万円（0.9%）の減収となりました。

陸上運送部門

当部門は、鋼材を中心とした内国貨物輸送が減少したことにより、取扱いは減少となりました。

売上高といたしましては、111億27百万円と前年同期と比べ3億12百万円（2.7%）の減収となりました。

航空貨物運送部門

当部門は、航空貨物需要の低下により、輸出入ともに取扱いは減少となりました。

売上高といたしましては、31億50百万円と前年同期と比べ15億66百万円（33.2%）の減収となりました。

その他の部門

当部門は、内航海上運送が増加しましたが、梱包作業の減少により、前年並みとなりました。

売上高といたしましては、39億74百万円と前年同期と比べ29百万円（0.7%）の減収となりました。

これらの結果、港湾運送およびその関連の売上高は、694億99百万円と前年同期と比べ17億70百万円（2.5%）の減収となりました。

<賃貸>

当事業は、前第3四半期連結会計期間より名郵不動産㈱を連結範囲に追加したことおよび倉庫賃貸面積の拡大により、増加となりました。

この結果、賃貸の売上高は、14億3百万円と前年同期と比べ2億9百万円（17.5%）の増収となりました。

以上の結果、セグメント別の売上高は、以下のとおりであります。

セグメント別		売上高	構成比	前年同期比増減	
				金額	比率
港湾運送 および その関連	港湾運送部門	42,647百万円	60.2%	216百万円	0.5%
	倉庫保管部門	8,599	12.1	△78	△0.9
	陸上運送部門	11,127	15.7	△312	△2.7
	航空貨物運送部門	3,150	4.4	△1,566	△33.2
	その他の部門	3,974	5.6	△29	△0.7
	計	69,499	98.0	△1,770	△2.5
賃	貸	1,403	2.0	209	17.5
合	計	70,903	100.0	△1,561	△2.2

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は116億83百万円で、主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 当社
西二区物流センター南1号（愛知県海部郡飛島村） 倉庫の新設
- ・ 名海運輸作業㈱
弥富物流センター（愛知県弥富市） 設備の改修

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ 大源海運㈱
新倉庫（愛知県弥富市） 倉庫の新設
- ・ 名郵不動産㈱
名港ビルディング（名古屋市港区） オフィスビルの建替
- ・ 当社他
輸送用車両および荷役機器の増強

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、輸出の減少や国内消費の低迷が見込まれ、予断を許さない状況が継続するものと思われまます。

当社グループといたしましては、取扱貨物量の確保とともに、多様化・複雑化する顧客ニーズに対応するため、国内においては、物流センターの機能強化ならびに輸送用車両および荷役機器の増強を進めてまいりました。また、海外においても、輸送用車両および荷役機器の充実を図っております。

これら施設の有効的活用をはじめ、諸経費の節減により、営業収益を確保拡大し、業績の向上に全力を尽くす所存であります。

また、国内外の経済に大きな影響を与えている新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、従業員および関係者の安全を最優先としつつ、物流事業の公共的使命を果たすべく、事業の継続を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第94期 (2016年度)	第95期 (2017年度)	第96期 (2018年度)	第97期 (当連結会計年度) (2019年度)
売上高	60,279百万円	64,626百万円	72,464百万円	70,903百万円
経常利益	4,627百万円	5,098百万円	6,302百万円	5,941百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,208百万円	3,645百万円	4,372百万円	3,888百万円
1株当たり 当期純利益	円 銭 107 23	円 銭 122 32	円 銭 146 71	円 銭 130 47
総 資 産	98,757百万円	103,334百万円	108,672百万円	115,254百万円
純 資 産	83,307百万円	87,493百万円	89,978百万円	92,064百万円

(注) 2019年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ナゴヤ SHIPPING 株式会社	60百万円	* 76.1%	貨物運送取扱業
名古屋船舶株式会社	30百万円	56.2%	海運代理店業
名海運輸作業株式会社	80百万円	* 94.6%	港湾運送業
名港陸運株式会社	20百万円	*100.0%	貨物自動車運送業
セントラル SHIPPING 株式会社	16百万円	*100.0%	海運代理店業
大源海運株式会社	30百万円	* 78.7%	港湾運送業
MEIKO AMERICA, INC.	10,000千USD	*100.0%	貨物運送取扱業
MEIKO EUROPE N.V.	1,240千EUR	*100.0%	貨物運送取扱業

(注) *印は間接所有を含めた場合の議決権比率であります。

(7) 主要な事業内容

- ① 港湾運送およびその関連
 - ・港湾運送部門
 - ・倉庫保管部門
 - ・陸上運送部門
 - ・航空貨物運送部門
 - ・その他の部門
- ② 賃貸

(8) 主要な営業所

- ① 当社の主要な事業所

【本社】名古屋市港区入船二丁目4番6号

【国内支店および営業所】

東京支店（東京都千代田区）、成田空港営業所（千葉県成田市）、
四日市支店（三重県四日市市）、大阪支店（大阪市中央区）、
神戸営業所（神戸市中央区）、九州支店（福岡市東区）、
福岡空港営業所（福岡市博多区）、門司営業所（北九州市門司区）、
熊本営業所（熊本県菊池郡大津町）、札幌営業所（札幌市中央区）、
仙台営業所（仙台市宮城野区）、北陸営業所（石川県金沢市）、
南部事業所（愛知県知多市）、浜松営業所（浜松市中区）、
航空貨物部中部国際空港営業所（愛知県常滑市）

【海外事業所】

米 州 : ロサンゼルス、ミラロマ、シアトル、シカゴ、
ニューヨーク、ヒューストン、オハイオ、
サウスカロライナ（米国）、イラプアト（メキシコ）
欧 州 : アントワープ（ベルギー）、
グリビッチェ（ポーランド）、
デュッセルドルフ（ドイツ）
ア ジ ア : 香港、上海、広州、蘇州（中国）、
バンコク、レムチャバン、スワンナブーム（タイ）、
チェンナイ、グルガオン（インド）、
ハノイ、ホーチミン（ベトナム）

② 子会社の主要な事業所

ナゴヤ SHIPPING 株式会社（名古屋市市中村区）、
名古屋船舶株式会社（名古屋市港区）、
名海運輸作業株式会社（名古屋市港区）、
名港陸運株式会社（愛知県知多市）、
セントラル SHIPPING 株式会社（名古屋市港区）、
大源海運株式会社（愛知県弥富市）、
MEIKO AMERICA, INC.（米国）、
MEIKO EUROPE N.V.（ベルギー）

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
港湾運送およびその関連	1,784名	132名増
賃 貸	3名	—
全 社（ 共 通 ）	75名	1名減
合 計	1,862名	131名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 前期末に比べ従業員数が131名増加しております。主な理由は、当連結会計年度よりMEIKO TRANS (THAILAND) CO., LTD. を新たに連結範囲に追加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,200,000 千円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	600,000 千円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	400,000 千円
株 式 会 社 中 京 銀 行	400,000 千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	400,000 千円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	165,000 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 33,006,204株（自己株式3,201,955株を含む。）
- (3) 株主数 1,405名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	1,574千株	5.28 %
株式会社商船三井	1,483	4.97
株式会社名古屋銀行	1,457	4.88
日本碍子株式会社	1,037	3.47
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	959	3.21
株式会社愛知銀行	931	3.12
名港海運投資会	863	2.89
三井住友海上火災保険株式会社	831	2.78
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズドストックファンド	815	2.73
大成建設株式会社	810	2.71

- (注) 1. 当社は自己株式3,201,955株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	高 橋 治 朗	名郵不動産(株)代表取締役社長
代表取締役副会長	藤 森 利 雄	
代表取締役社長	高 橋 広	名港海運興産(株)代表取締役社長
専 務 取 締 役	伊 藤 一 功	国際部・国際複合輸送部・航空貨物部・業務部統括
専 務 取 締 役	小 林 史 典	総務部・人事部・経理部・情報システム部統括
専 務 取 締 役	柘 植 要	営業第1部・営業第2部・東京支店・九州支店統括
常 務 取 締 役	蟹 井 修	南部事業所・国内物流部管掌 大源海運(株)代表取締役社長
常 務 取 締 役	野々部 洋 史	輸入第1部・輸入第2部・通関部・物流センター統括部・ 大阪支店管掌
常 務 取 締 役	掛 橋 英一郎	兼・東京支店長 東京支店・四日市支店管掌
常 務 取 締 役	平 松 保 長	港湾物流部管掌 名古屋船舶(株)代表取締役社長 セントラルシッピング(株)代表取締役社長
取 締 役	種 村 均	(株)ノリタケカンパニーリミテド相談役 大同特殊鋼(株)社外取締役
取 締 役	加 留 部 淳	豊田通商(株)代表取締役会長 三洋化成工業(株)社外監査役
取 締 役	飯 田 輝 智	名古屋ユナイテッドコンテナターミナル(株)代表取締役社長
取 締 役	大 山 信 二	経理部長
取 締 役	山 路 昌 弘	九州支店長
取 締 役	鈴 木 浩 文	国際部長
取 締 役	山 口 淳	営業第2部長
取 締 役	三 谷 正 芳	人事部長
取 締 役	水 谷 吉 成	営業第1部長
取 締 役	稲 垣 貴 士	輸入第2部長

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	秋 田 高 一	
監 査 役	大 杉 誠	中部資材(株)代表取締役会長
監 査 役	宮 崎 一 彦	三協(株)代表取締役社長
監 査 役	深 町 正 和	(株)中京銀行代表取締役会長

- (注) 1. 取締役のうち、種村均、加留部淳の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、大杉誠、宮崎一彦、深町正和の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は両社外取締役および各監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
4. 当社は取締役の種村均、加留部淳の両氏と、監査役の大杉誠、宮崎一彦、深町正和の各氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2019年6月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、取締役の伊藤清、立松康芳、熊澤幹男、清水順三の各氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2019年6月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、監査役の末安堅二氏は任期満了により退任いたしました。
7. 2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において、加留部淳、稲垣貴士の両氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
8. 2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において、深町正和氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
9. 当事業年度中に次の取締役について担当の異動を行いました。

氏 名	新	旧	異動年月日
山 路 昌 弘	取締役 九州支店長	取締役 国内物流部長	2019年10月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	24名	610,404千円
監 査 役	5名	31,890千円
合 計	29名	642,294千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 上記支払額のうち、社外取締役3名、社外監査役4名の報酬の合計額は24,600千円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第91回定時株主総会において、年額6億50百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2011年6月29日開催の第88回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 種村均

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社ノリタケカンパニーリミテド相談役および大同特殊鋼株式会社社外取締役であり、当社は株式会社ノリタケカンパニーリミテドとの間に商取引がありますが、大同特殊鋼株式会社との間に商取引はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 7回（全9回）

長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、経営全般に対する確かな提言をいただいております。

② 取締役 加留部淳

ア. 重要な兼職先と当社との関係

豊田通商株式会社代表取締役会長および三洋化成工業株式会社社外監査役であり、当社は豊田通商株式会社との間に商取引がありますが、三洋化成工業株式会社との間に商取引はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 5回（就任後 全6回）

長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、経営全般に対する確かな提言をいただいております。

③ 監査役 大杉誠

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中部資材株式会社代表取締役会長であり、当社は同社との間に商取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 9回（全9回）

監査役会出席状況 9回（全9回）

会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- ④ 監査役 宮崎一彦
- ア. 重要な兼職先と当社との関係
三協株式会社代表取締役社長であり、当社は同社との間に商取引があります。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
特記すべき事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会出席状況 8回（全9回）
監査役会出席状況 9回（全9回）
会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- ⑤ 監査役 深町正和
- ア. 重要な兼職先と当社との関係
株式会社中京銀行代表取締役会長であり、当社は同社との間に商取引があります。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
特記すべき事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会出席状況 5回（就任後 全6回）
監査役会出席状況 6回（就任後 全6回）
会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

31,000千円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額

31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社の重要な子会社であるMEIKO AMERICA, INC.他4社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの役員および従業員（以下、「社員等」という）に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアル遵守のもとに、社員等が法令・定款などに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の充実を図っております。
- ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整えております。
- ③ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、全従業員に対して必要に応じ適時研修などを実施し、それらを通じて、企業倫理ヘルプライン運営規程および企業ヘルプライン相談窓口のさらなる周知徹底を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、法令および当社社内規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しなどを行います。
- ② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書などの存否および保存状況を検索可能とする体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の基礎として、BCPマニュアルおよびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、内部統制室長を委員長とする調査委員会および顧問弁護士などを含むアドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を構築しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の業務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守しております。
 - ② 日常の職務執行に際しては、職務権限、業務分担を明確にし、権限の委譲が行われ、職務の執行の効率化を図っております。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、これに基づき、重要な意思決定においては当社の事前の承認または報告を行うとともに、各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するなど、適切な子会社管理を行っております。
 - ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、グループ経営会議を開催し、審議しております。
 - ③ 監査役は、業務および財産状況の調査において、必要に応じて子会社からの報告を求めるとともに子会社に赴き調査を行っております。
 - ④ 内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施し、当社グループにおける業務の適正の確保に努めております。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき従業員の配置を求めたときは、会社は従業員から監査役補助者を任命するものとします。当該従業員の評価は監査役が行い、その他の人事に関する事項は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会、グループ経営会議に出席し、取締役の業務執行状況の報告を受けております。
 - ② 会計監査、業務監査などの内部監査結果は内部統制室から速やかに監査役に報告する体制を構築しております。
 - ③ 取締役および従業員は監査役の要請に応じて必要な情報提供を行っております。

- ④ 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができますものとします。
 - ⑤ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用または債務を負担するものとします。
- (9) その他監査役職務の実効性を確保するための体制
- ① 監査役職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めます。
 - ② 監査役会は、代表取締役、内部統制室、監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社とグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、内部統制の基本計画を定め、整備および運用状況を定期的・継続的に評価する体制を構築しております。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
- ① 当社グループはコンプライアンス・マニュアルの中で、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力、団体等とは、一切の関係を断固拒否することを定めており、社員等への周知徹底を図っております。
 - ② 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連帯して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・ 取締役会およびグループ経営会議において、継続的に経営上のリスクの対応策について検討いたしました。
- ・ 取締役会およびグループ経営会議の指揮の下、所管部署や社内横断的に設置されるプロジェクトチームが全社的なリスクの識別および評価を実施しております。その上で必要に応じて、社内の業務の見直し、諸規程の整備を行い、内部統制システムの実効性の向上に努めました。
- ・ 物流事業において、安全作業の提供が顧客への最大の責務と捉え、様々なリスクの低減および予防策を講じております。また、通関および保稅管理においては、業務の適正化を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づいた監査を実施いたしました。
- ・ 監査役は、社内の重要会議に出席するほか、内部統制室および会計監査人等と定期的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っており、業務の執行や法令・社内規程の遵守状況等、リスクを監視できる体制を整備しております。

8. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,239,361	流動負債	14,035,935
現金及び預金	17,601,072	買掛金	4,227,374
受取手形及び売掛金	11,489,389	短期借入金	4,970,000
未収還付法人税等	131,258	1年内返済予定の長期借入金	93,328
その他の流動資産	3,045,053	リース債務	242,144
貸倒引当金	△27,412	未払法人税等	440,373
固定資産	83,015,094	賞与引当金	1,575,273
有形固定資産	60,767,238	その他の流動負債	2,487,441
建物及び構築物	28,669,906	固定負債	9,154,333
機械装置及び運搬具	4,132,797	長期借入金	1,158,360
土地	25,420,880	リース債務	254,723
リース資産	245,690	繰延税金負債	420,217
使用権資産	249,832	退職給付に係る負債	4,542,901
建設仮勘定	1,428,088	役員退職慰労引当金	5,464
その他の有形固定資産	620,042	資産除去債務	2,008,030
無形固定資産	220,258	未払役員退職慰労金	179,625
ソフトウェア	144,778	その他の固定負債	585,011
ソフトウェア仮勘定	30,026	負債合計	23,190,268
リース資産	5,211	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	40,242	株主資本	84,127,043
投資その他の資産	22,027,597	資本金	2,350,704
投資有価証券	17,425,553	資本剰余金	1,603,897
長期貸付金	718,200	利益剰余金	82,476,979
繰延税金資産	833,070	自己株式	△2,304,537
退職給付に係る資産	1,314,654	その他の包括利益累計額	4,416,858
その他の投資その他の資産	1,937,751	その他有価証券評価差額金	5,369,505
貸倒引当金	△201,633	為替換算調整勘定	△1,023,485
		退職給付に係る調整累計額	70,838
資産合計	115,254,455	非支配株主持分	3,520,285
		純資産合計	92,064,187
		負債及び純資産合計	115,254,455

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		70,903,399
売上原価		56,687,595
売上総利益		14,215,804
販売費及び一般管理費		9,304,472
営業利益		4,911,332
営業外収益		
受取利息	78,840	
受取配当金	602,863	
持分法投資利益	108,419	
為替差益	3,845	
雑収入	263,972	1,057,940
営業外費用		
支払利息	18,183	
固定資産除却損失	5,103	
雑損失	4,190	27,477
経常利益		5,941,795
特別損失		
投資有価証券評価損	210,071	210,071
税金等調整前当期純利益		5,731,723
法人税、住民税及び事業税	1,541,800	
法人税等調整額	137,367	1,679,168
当期純利益		4,052,555
非支配株主に帰属する当期純利益		163,885
親会社株主に帰属する当期純利益		3,888,669

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,350,704	1,601,621	79,251,846	△2,304,321	80,899,851
会計方針の変更による累積的影響額			△7,203		△7,203
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,350,704	1,601,621	79,244,642	△2,304,321	80,892,647
当期変動額					
剰余金の配当			△849,425		△849,425
親会社株主に帰属する当期純利益			3,888,669		3,888,669
自己株式の取得				△216	△216
連結範囲の変動			193,091		193,091
連結子会社株式の取得による持分の増減		2,275			2,275
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2,275	3,232,336	△216	3,234,395
当期末残高	2,350,704	1,603,897	82,476,979	△2,304,537	84,127,043

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,778,692	△1,007,529	49,594	5,820,757	3,257,888	89,978,497
会計方針の変更による累積的影響額						△7,203
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,778,692	△1,007,529	49,594	5,820,757	3,257,888	89,971,293
当期変動額						
剰余金の配当						△849,425
親会社株主に帰属する当期純利益						3,888,669
自己株式の取得						△216
連結範囲の変動						193,091
連結子会社株式の取得による持分の増減						2,275
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,409,186	△15,955	21,243	△1,403,898	262,396	△1,141,502
当期変動額合計	△1,409,186	△15,955	21,243	△1,403,898	262,396	2,092,893
当期末残高	5,369,505	△1,023,485	70,838	4,416,858	3,520,285	92,064,187

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,152,135	流動負債	13,767,958
現金及び預金	6,986,414	買掛金	5,302,182
受取手形	507,597	短期借入金	5,600,000
売掛金	8,462,721	1年内返済予定の長期借入金	40,000
前払費用	55,976	リース債務	71,986
未収収益	106,105	未払金	779,920
未収消費税等	605,778	未払費用	290,177
短期貸付金	20,400	未払法人税等	320,481
立替金	1,375,775	未払事業所税	27,423
その他の流動資産	42,382	預り金	125,215
貸倒引当金	△11,016	賞与引当金	1,017,931
固定資産	66,776,009	その他の流動負債	192,640
有形固定資産	45,665,739	固定負債	5,632,972
建物	23,359,389	長期借入金	125,000
構築物	828,681	リース債務	125,593
機械装置	2,796,722	繰延税金負債	254,102
船舶	78,749	退職給付引当金	2,633,235
車両運搬具	455,922	未払役員退職慰労金	169,325
工具器具備品	419,211	資産除去債務	2,002,585
土地	17,554,578	その他の固定負債	323,130
リース資産	172,484	負債合計	19,400,930
無形固定資産	137,297	(純資産の部)	
ソフトウェア	86,907	株主資本	60,396,056
ソフトウェア仮勘定	24,746	資本金	2,350,704
リース資産	4,921	資本剰余金	1,278,361
その他の無形固定資産	20,721	資本準備金	1,273,431
投資その他の資産	20,972,972	その他資本剰余金	4,929
投資有価証券	11,663,786	利益剰余金	59,182,325
関係会社株式	6,181,858	利益準備金	587,676
出資	9,000	その他利益剰余金	58,594,649
関係会社出資金	57,140	土地圧縮積立金	386,777
長期貸付金	695,000	建物圧縮積立金	37,732
差入保証金	746,357	別途積立金	46,000,000
長期前払費用	82,105	繰越利益剰余金	12,170,138
前払年金費用	1,036,733	自己株式	△2,415,335
その他の投資その他の資産	544,914	評価・換算差額等	5,131,157
貸倒引当金	△43,924	その他有価証券評価差額金	5,131,157
資産合計	84,928,145	純資産合計	65,527,214
		負債及び純資産合計	84,928,145

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	55,644,343
売 上 原 価	45,675,127
売 上 総 利 益	9,969,216
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,777,844
営 業 利 益	3,191,371
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	7,677
受 取 配 当 金	686,941
為 替 差 益	4,909
雑 収 入	275,632
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,001
雑 損 失	26,308
経 常 利 益	4,129,222
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	210,071
税 引 前 当 期 純 利 益	3,919,150
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,054,000
法 人 税 等 調 整 額	114,569
当 期 純 利 益	2,750,581

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,350,704	1,273,431	4,929	1,278,361
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
建物圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,350,704	1,273,431	4,929	1,278,361

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
		土地圧縮 積立金	建物圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	587,676	386,777	40,168	45,000,000	11,266,546	57,281,169
当期変動額						
剰余金の配当					△849,425	△849,425
当期純利益					2,750,581	2,750,581
建物圧縮積立金の取崩			△2,435		2,435	—
別途積立金の積立				1,000,000	△1,000,000	—
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△2,435	1,000,000	903,591	1,901,155
当期末残高	587,676	386,777	37,732	46,000,000	12,170,138	59,182,325

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,415,119	58,495,116	6,300,684	6,300,684	64,795,801
当期変動額					
剰余金の配当		△849,425			△849,425
当期純利益		2,750,581			2,750,581
建物圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△216	△216			△216
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,169,527	△1,169,527	△1,169,527
当期変動額合計	△216	1,900,939	△1,169,527	△1,169,527	731,412
当期末残高	△2,415,335	60,396,056	5,131,157	5,131,157	65,527,214

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

名港海運株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 英 生 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 時々 輪 彰 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名港海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名港海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

名港海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野英生 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 時々輪彰久 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名港海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

名港海運株式会社 監査役会

常勤監査役 秋 田 高 一 ㊟

社外監査役 大 杉 誠 ㊟

社外監査役 宮 崎 一 彦 ㊟

社外監査役 深 町 正 和 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案および第2号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて基盤強化のために内部留保の充実を図ってまいりますために、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第97期の期末配当につきましては、当事業年度の業績などを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当11円にいたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、327,846,739円となります。

なお、当事業年度は中間配当11円（配当総額327,847,641円）をお支払しておりますので、1株当たりの年間配当は22円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	1,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	1,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 宮崎一彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p>みやざきかずひこ 宮崎一彦 (1959年7月3日生)</p>	<p>2010年5月 三協㈱常務取締役 2011年5月 同社代表取締役社長（現任） 2012年6月 当社監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 三協㈱代表取締役社長</p> <p>[社外監査役候補者とした理由] 同氏は、三協㈱代表取締役社長を務めており、その経験や見識から企業経営の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため業務執行等の適法性について監査いただけることが期待できるとともに、当社と関係の深い港湾物流業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有していることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>5,000株</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮崎一彦氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、8年です。
3. 宮崎一彦氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり同氏が再選された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、宮崎一彦氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり同氏が再選された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

<株主提案（第3号議案）>

第3号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。

第3号議案 取締役3名解任の件

取締役3名（高橋治朗、藤森利雄、高橋広）を解任する。

- 候補者番号
1. 高橋 治朗
 2. 藤森 利雄
 3. 高橋 広

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

<反対の理由>

取締役である高橋治朗、藤森利雄、高橋広の3名は、当社の取締役に就任以来、法令および定款に従い忠実にその職務を遂行し、また豊富な経験を生かし、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおり、当社取締役会は3名を取締役として適任と考えております。

従いまして、取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市港区入船二丁目4番6号
当社4階会議室
交通 名古屋市営地下鉄・名港線
「名古屋港駅」③番出口より徒歩2分

